

# イリノイ大学日本同窓会会則

昭和 50 年 10 月 2 日 制定  
平成 4 年 4 月 1 日一部改正  
平成 19 年 6 月 30 日一部改正  
平成 22 年 7 月 4 日一部改正  
平成 24 年 7 月 8 日一部改正  
令和 元年 7 月 20 日一部改正  
令和 7 年 7 月 6 日全面改正

## 第1章 総 則

第1条 本会はイリノイ大学日本同窓会（Japan Illini Club<略称JIC>）と称する。

第2条 本会はイリノイ大学同窓会（University of Illinois Alumni Association）の日本支部として、イリノイ大学（University of Illinois）との交流の発展に寄与し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第2章 会 員

第3条 本会の会員は次下記の 3 種とする。

### 1. 正会員

イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校（Urbana-Champaign）、シカゴ校（Chicago）、スプリングフィールド校（Springfield、同校の前身である旧サンガモン・ステート大学[Sangamon State University]を含む）、およびその他のイリノイ大学キャンパスやリサーチ・パークなどの研究教育機関（但し、集中英語コースなどのエクステンション・プログラムでの在籍者を除くものとし、以下、「イリノイ大学各校」という）に一定期間、学生、研究員、教官あるいは職員として在籍し、本会の目的に賛同する者をいう。

### 2. 名誉会員

前項の正会員以外の者であるがイリノイ大学各校との交流ならびに本会に特に功労のあった者で、理事会の議を経て会長が推薦した者。

### 3. 賛助会員

本会の目的および事業に賛同し、これを支援する個人および団体などで、理事会の承認をえた者。

## 第3章 役員、総会及び事務局

第4条 本会に次の役員を置くことができる

会長1名、副会長4名以内、理事10名以内、会計監事2名以内および幹事若干名

1. 会長は本会を代表し、会務を総括すると共に、本条第4項の理事会を招集し、主催する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3. 前項において副会長が複数名いる場合、互選により会長代行1名を決定する。

4. 理事は、理事会を組織し、本会の会務に関する重要事項の審議にあたり、議事は出席者の過半数で、これを決する。理事会においては、対面又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法によって出席することができる。但し、会長又は会長の職務を代行する副会長〔会長代行が既に決まっている場合には会長代行〕の発議により、理事在籍者の過半数において異議なき場合には、郵便・電子的通信方法等適切な方法をもって、特定の議案に対する賛否に関する投票を行うことで、理事での議決に替えることができる。

5. 理事は、理事会の決定に基づき、本会の会務の企画、運営に関する職務を分担執行する。
6. 会計監事は、会計およびその他の会務を監査する。
7. 幹事は、理事の職務を補佐する。

第5条 役員を選出方法は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、理事及び会計監事は、総会において対面又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって出席した正会員により、正会員の中から選出する。
2. 幹事は、理事会の承認を得た賛助会員の中から選任する。

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、会長は再々任までとする。

第7条 本会は毎年1回総会を開く。総会においては、役員より会務を報告すると共に、役員を選出など重要な事項を審議し、審議事項については対面又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって出席した正会員の過半数をもって決する。

第8条 本部事務局には、理事会の承認を得て、正会員の中から事務局長1名及び若干名の事務局員をおくことができる。

第9条 本会は、本部事務局を東京または会長が業務を遂行する地に置き、その他の地に支部を設けることができる。

#### 第4章 事業及び活動

第10条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

1. 本会は、会員の親睦を深めるために、総会開催の機会にはリユニオンパーティを開催するほか、適宜講演会・勉強会・見学会・懇親会・イリノイ大学各校への寄付啓蒙などの活動を開催する。
2. 名簿・会誌・ニュースレターの発行、ウェブサイトの運営。  
本会はニュースレターを発行するとともに、ウェブサイトを開設し、本会会員相互の情報交換と対外的な広報活動を行なう。
3. その他  
本会の目的の達成に必要と認められるその他の各種事業や活動を行う。

第11条 本会は、目的に応じた委員会を設置することができる。

1. 委員会の設置、委員の選出は理事会の決議事項とし、委員会の審議、決定事項は、全て理事会において報告し、承認された上で実施されるものとする。
2. 各委員会は最少3名の委員をもって構成するものとし、委員長を互選で選出し、理事会の承認を得るものとする。

第12条 本会の活動の活性化のため、会員それぞれの出身学部・機関を単位とする部会を設置することができる。但し、各部会の活動と予算の計画及び執行については、各部会から理事会に対する事前及び事後の報告に基づき、理事会における承認を必要とする。また、各部会には、部会長1名及び副部会長2名を、部会員となる当会会員の互選により置くものとし、理事会での承認を得るものとする。

## 第5章 会 計

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。その収支は総会において報告し、承認をえるものとする。

第14条 会員の年会費は次のとおりとする

1. 正会員5,000円（但し、会員による年会費支払時において、学生30才未満又は満70歳以上である正会員については3,000円）
2. 名誉会員 免除
3. 賛助会員 5,000円

第15条 本会の会計年度は1月1日に始まり、同年12月31日をもって終了する。

第16条（慶弔規定）

1. 当会の名誉会員または役員が死亡したときは「イリノイ大学日本同窓会」名による供花（生花または花輪）一基および弔電を手配することができる。
2. 供花、弔電の手配等必要な手続は、イリノイ大学日本同窓会の理事会又は本部事務局で行う。
3. 供花、弔電はイリノイ大学日本同窓会の負担とする。

## 第6章 会則の改正

第17条 本会の会則の改正は、理事会による改正案と伴う改正発議の決議の後、総会の承認を要するものとする。

## 附 則

施行・改正

昭和50年10月2日 施行

平成4年4月1日 改正・施行

平成19年6月30日 改正・施行

平成22年7月4日 改正・施行

平成24年7月8日 改正・施行（但し、第14条第1項については、平成24年度会費についての会員による支払時から適用するものとする。）

令和元年7月20日 改正・施行（会長交代による第9条本部所在地の変更）

令和7年7月6日 改正・施行（事業・組織体制の変更などに伴う全面改正。但し、第4条によって理事数を「10名」と改正することについては、令和8年度総会開催時にこれを施行し、改めて理事選任決議を行うものとする。それまでの令和7年度における理事数については、引き続き第4条改正前の「30名」のままとする。）

